

平成28年度 入札契約事務コンプライアンス・ アクションプランの取組み状況について（報告）

この報告書は、平成28年12月19日開催の大阪市入札等監視委員会において報告したものです。
なお、取組み状況については、平成28年12月末時点のものに修正しています。

平成28年12月

大阪市入札契約制度改善検討委員会

目 次

I	はじめに.....	1
II	平成 28 年度アクションプランの取組み状況等の調査及び検証.....	2
1	コンプライアンス確保のための体制整備について(平成 28 年度アクションプラン項目 I)	
	(1) 入札情報の管理徹底.....	4
	(2) 不正行為や不当圧力の排除.....	6
	(3) 入札契約事務コンプライアンス研修の実施.....	8
2	不正の端緒の早期把握と迅速な対応(平成 28 年度アクションプラン項目 II).....	10
3	不正が起きにくい入札契約制度の構築(平成 28 年度アクションプラン項目 III).....	11
4	その他(平成 28 年度アクションプラン項目 IV).....	12
5	その他の入札契約制度に関する調査結果(平成 28 年度アクションプラン以外の取組み)	13
III	おわりに.....	15
参考	平成 28 年度入札契約事務コンプライアンス・アクションプラン.....	16

I はじめに

本市が発注する公共工事や物品調達・委託業務などの入札や契約の事務手続きは、公正性・透明性・競争性の向上並びに適正な契約の履行確保、恣意性の排除や入札談合などの不正行為の防止、不良不適格業者の排除、不当圧力の阻止などに重点を置きながら、その適正性を確保するための取組みを進めてきたところである。

しかしながら、平成 26 年に本市の入札契約事務における不祥事案が相次いで発覚し、これまで全庁的な取組みとして実施してきたコンプライアンスの取組みの意味や実効性を問われかねない、非常に厳しい状況に置かれる事態となった。

このことから、本市では、これまでのコンプライアンスの取組みを引き続き強化するとともに、入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識の向上や徹底についての取組みを継続的・恒久的に行うため、年度ごとに「入札契約事務コンプライアンス・アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を策定することとし、前年度のアクションプランの実施状況等の検証を経て、次年度のアクションプランを策定していくという年度単位の取組みを行うこととした。

この報告書は、平成 28 年度のアクションプランの進捗及び取組みについての調査・検証結果をとりまとめ、さらに平成 29 年度のアクションプラン策定に向けた課題や留意すべき事項を抽出したものである。

Ⅱ 平成 28 年度アクションプランの取組み状況等の調査及び検証

大阪市の各区（24 区）及び各局室（25 部署）に、それらの所属中、出先で契約事務を行っている部署（弘済院や環境科学研究所など）を加えた 52 所属に対し、平成 28 年 10 月 1 日時点での平成 28 年度アクションプランの具体的取組み状況等の調査を実施した。また、必要に応じて状況把握のため、現地に赴いての追加調査を実施し、これらの調査結果をもとに取組み状況の分析・検証を行った。

【調査対象一覧】

区	局・室	出先機関
北区役所	副首都推進局	
都島区役所	市政改革室	
福島区役所	政策企画室	
此花区役所	危機管理室	
中央区役所	経済戦略局	
西区役所	中央卸売市場	
港区役所	総務局	
大正区役所	市民局	
天王寺区役所	財政局	財政局税務部
浪速区役所	契約管財局	
西淀川区役所	都市計画局	
淀川区役所	福祉局	弘済院
東淀川区役所	健康局	環境科学研究所
東成区役所	こども青少年局	
生野区役所	環境局	
旭区役所	都市整備局	
城東区役所	建設局	
鶴見区役所	港湾局	
阿倍野区役所	会計室	
住之江区役所	消防局	
住吉区役所	交通局	
東住吉区役所	水道局	
平野区役所	教育委員会事務局	
西成区役所	行政委員会事務局	
	市会事務局	

は、大阪市入札契約制度改善検討委員会の構成局（以下「委員会構成局」という）を示す。

※人事室及びICT戦略室は、総務局で取りまとめて調査した。

その結果、

- ほとんどの項目において、アクションプランの取組みは実施済みであった。
- 今年度の取組みである録音録画装置の運用マニュアル等の整備については、平成 28 年中に実施済となる見込み。 ※ 平成28年12月末までに実施済
- 昨年度実施済であったいくつかの項目で、今年度未実施となっていた所属があったため、現地に赴いての追加調査を行い、当該所属の担当に対して取組みの趣旨を再度説明するなどフォローアップを実施。平成 28 年 12 月末までに全所属で実施済となる見込み。 ※ いずれも平成28年12月末までに実施済

以上の状況であり、平成 28 年度のアクションプランの進捗及び取組みはおおむね順調であるといえる。以下、詳細について述べていく。

1 コンプライアンス確保のための体制整備について（平成28年度アクションプラン項目 I）

(1) 入札情報の管理徹底

取組内容	対象所属	取組状況			
		実施	調査後 実施	28年度中 に実施	計
①各所属の事情に応じた設計価格等に関する情報管理の徹底（情報漏えい防止）					
・委員会構成局で作成している「入札契約情報管理ガイドライン」の遵守	委員会 構成局	6	0	1	7/7
・情報管理強化の継続検討	委員会 構成局	6	0	1	7/7
②不当圧力の阻止 ※関係業者等との対応，不法不当な要求への対応，暴力団排除対策，不適正契約の禁止，入札談合等の対応					
・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守及び改正	全所属	52	0	0	52/52
・「公正契約職務執行マニュアル携帯版」の活用	全所属	50	2	0	52/52
③予定価格調書の作成ルールの徹底 ※作成時期（事後審査型は入札書提出期限後）・複数職員で作成・封印後金庫内保管					
・「一般競争入札事務処理マニュアル」の遵守	全所属	52	0	0	52/52
④発注者綱紀保持に関する取組みの周知 ※業者対応（オープンスペース・原則複数職員対応）、業者等からの不当要求対応（情報漏洩など不正行為の働きかけの事実の記録・公表）などの周知					
・執務室等に周知ポスターを掲示	全所属	49	3	0	52/52
⑤書類審査時における入札参加者の秘密保持の徹底 ※電子化されていない技術提案書等の審査時におけるマスキングの徹底など					
・「業務委託契約における総合評価一般競争入札（政策提案型）ガイドライン」の遵守	全所属	52	0	0	52/52
・「大阪市公募型プロポーザル方式ガイドライン」の遵守	全所属	52	0	0	52/52
・「大阪市公共工事総合評価落札方式試行ガイドライン」の遵守	全所属	52	0	0	52/52

入札情報の管理徹底については、各所属においておおむね実施できているが、一部の所属で実施できていない項目があった。

- ・「入札契約情報管理ガイドライン」の遵守については、昨年度調査では全所属で実施予定となっていた項目であるが、今回の調査では1所属において未実施との回答があった。

これは昨年度中の実施に向けて取組みを進めていた所属ガイドラインの策定が、所属内の検討過程での指摘による修正や、文言の整理等に時間を要し、調査時点でも未実施となっていたものである。

未実施であった所属においても、情報管理等の徹底などの項目自体は、契約管財局が策定したガイドライン（標準案）に準拠して事務処理をしていることから遵守できているものの、早急に所属ガイドラインを策定する必要がある。（平成28年12月末までに実施予定）

※ 平成28年12月末までに実施済

- ・「公正契約職務執行マニュアル携帯版の活用」については、一部の所属において活用できていないとの回答があった。

これは、人事異動等により、今年度から入札契約事務に携わることとなった職員に周知・携行を徹底できていなかったためであり、本調査を機に周知・携行の徹底を図った。

- ・周知ポスターの掲示（「発注者綱紀保持に関する取組みの周知」）については、昨年度調査では全所属で実施済みとなっていた項目であるが、今回の調査では一部所属において未実施との回答があった。

これは掲示物の多い所属において、掲示するスペースに余裕がなくなり、掲示物を整理する際に外してしまったものであった。

このため、追加調査において現地確認も含めて状況を把握するとともに、取組みの趣旨を再度説明し、所属の状況に応じた掲示方法をアドバイスするなど、継続的な取組みに向けたフォローアップを行った結果、全所属で実施済となった。

(2) 不正行為や不当圧力の排除

取組内容	対象所属	取組状況			
		実施	調査後 実施	28年度中 に実施	計
①外部者（OBを含む。）の執務室内立入禁止の徹底					
・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲）	全所属	52	0	0	52/52
・執務室等に周知ポスターを掲示（再掲）	全所属	47	5	0	52/52
②録音録画装置の設置					
・録音録画装置の設置	委員会 構成局	7	0	0	7/7
・録音録画装置の運用マニュアル等の整備	委員会 構成局	1	0	6	7/7
③不当圧力対応の記録の義務化					
・「要望等記録制度」の遵守	全所属	52	0	0	52/52
・「団体との協議等のもち方に関する指針」の遵守	全所属	52	0	0	52/52
・「説明責任を果たすための公文書作成指針」の遵守	全所属	52	0	0	52/52
・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲）	全所属	52	0	0	52/52
④発注者綱紀保持に関する取組みの周知（再掲） ※業者対応（オープンスペース・原則複数職員対応）、業者等からの不当要求対応（情報漏洩など不正行為の働きかけの事実の記録・公表）などの周知					
・執務室等に周知ポスターを掲示（再掲）	全所属	49	3	0	52/52
⑤ 職場における関係業者等との対応のルール の遵守 ※オープンスペース・複数職員対応・団体要望対応（協議）					
・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲）	全所属	52	0	0	52/52
⑥不当要求行為・クレーム対応のルール化の遵守					
・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲）	全所属	52	0	0	52/52
・「不当要求行為・クレーム対応マニュアル」（総務局・政策企画室作成）の活用	全所属	52	0	0	52/52

不当行為や不当圧力の排除については、各所属における取組みはおおむね実施できている。

- ・録音録画装置の運用マニュアル等の整備については、今年度の取組みとして、各構成局において統一的で適正な運用を図るため、平成 28 年 10 月に策定した標準案を参考に、平成 28 年 12 月末までの実施に向け、各委員会構成局において取扱規程（要綱等）の制定作業を進めている。※ いずれも平成28年12月末までに実施済

- ・周知ポスターの掲示（「外部者（OBを含む。）の執務室内立入禁止の徹底」）については、執務室内に市民等向けの応接スペースがあるなど、執務室内への立入禁止を厳密に行うことが出来ないため、掲示ポスターを外してしまったとのことであった。

このため、追加調査において現地確認も含めて状況を把握するとともに、取組みの趣旨を再度説明し、所属の状況に応じた掲示方法をアドバイスするなど、継続的な取組みに向けたフォローアップを行った結果、全所属で実施済となった。

- ・「発注者綱紀保持に関する取組みの周知（再掲）」については、1（1）「④発注者綱紀保持に関する取組みの周知」と同様であり、今回の調査においてフォローアップを行った結果、全所属で実施済みとなった。

(3) 入札契約事務コンプライアンス研修の実施

① 契約管財局実施の研修

【職階別研修】

開催時期	対象者	参加人数	実施内容
平成 28 年 4 月～	全職員	—	e ラーニング研修(コンプライアンス)
平成 28 年 4 月 21 日	所属長	50 名	コンプライアンス (外部講師…弁護士)
平成 28 年 7 月 13 日 平成 28 年 7 月 14 日	契約業務の実務者	228 名	契約事務・コンプライアンス
平成 28 年 7 月 22 日	契約業務の実務者	107 名	コンプライアンス (外部講師…公正取引委員会担当官)
平成 28 年 9 月 29 日 平成 28 年 9 月 30 日	契約業務の実務者	のべ 458 名	契約事務 (テーマ別)
平成 28 年 11 月 30 日 平成 28 年 12 月 1 日	監督職員 (工事)	75 名	契約事務・コンプライアンス (外部講師…国土交通省担当官)

計 918 名

契約事務に関する知識の習得による適正な事務手続きの遂行と、コンプライアンス意識や公務員倫理の向上を図ることを目的として、契約管財局では、平成26年5月に策定した「大阪市における契約事務研修の実施方針」に基づき、階層別に計画的な契約事務研修を実施している。

所属長研修については、新所属長や公募区長の就任後すみやかに実施することにより、組織全体へのコンプライアンス意識の浸透が図れるため、人事異動直後の4月に実施した。

新たな取組みとして、各所属における契約担当職員のニーズを調査し、テーマ別の契約事務研修を実施した。

また研修に参加できなかった職員も自主学習できるよう、各研修資料を庁内ポータルへ掲載することとした。

なお、研修受講者からは、「教材や配布資料がわかりやすい」「講師の話し方や説明の仕方がわかりやすい」といった評価を多く得ている。また、「研修に対する総合的な満足度」についても、約8割が「とても満足した」「満足した」と回答しており、おおむね好評を得ている。

② その他の所属実施の研修（契約管財局職員を講師として派遣したもの）

【派遣（出張型）研修】

開催時期	対象者	参加人数	実施内容
平成28年8月8日 平成28年8月19日	港区役所職員	32名	契約事務・コンプライアンス ＋ そのほか、各所属からの要望に 応じた内容
平成28年8月23日 平成28年8月30日	建設局職員 （課長級以上）	94名	
平成28年12月12日 平成28年12月13日	交通局職員	111名	
平成29年1月19日	図書館職員	86名	

計 323 名

※参加人数
平成29年1月末までに実施済の人数に修正

平成28年度も、不祥事の再発防止の取組みの周知徹底とコンプライアンス意識の向上を図るため、各所属からの要望に応じて、契約管財局職員による派遣（出張型）研修を積極的に実施している。

今年度は、これまでに港区役所と建設局からの要請に応じ、派遣研修を実施しており、交通局と図書館職員についても実施を予定している。

（参考）平成27年度実績

開催時期	対象者	参加人数	実施内容
平成27年4月～	全職員	—	eラーニング研修(コンプライアンス)
平成27年6月4日 平成27年6月5日	契約業務の実務者	183名	契約事務・コンプライアンス
平成27年8月28日	課長級	83名	契約事務・コンプライアンス （外部講師…弁護士）
平成27年9月9日 平成27年9月11日	監督職員（工事）	95名	契約事務・コンプライアンス （外部講師…国土交通省担当官）
平成27年11月19日	契約業務の実務者	73名	コンプライアンス （外部講師…公正取引委員会担当官）

計 434 名

【区役所向け研修】

開催時期	対象者	参加人数	実施内容
平成 27 年 8 月 24 日 平成 27 年 8 月 25 日	西淀川区役所職員	58 名	契約事務・コンプライアンス + そのほか、比較見積ガイドライン や公募型プロポーザル方式による 契約事務手続など、各区からの 要望に応じた内容
平成 27 年 9 月 2 日	港区役所職員	35 名	
平成 27 年 9 月 28 日	西成区役所職員 東住吉区役所職員	11 名	
平成 27 年 10 月 9 日	浪速区役所職員	7 名	
平成 27 年 10 月 9 日	旭区役所職員	22 名	
平成 27 年 10 月 14 日	東成区役所職員	16 名	
平成 27 年 10 月 19 日	平野区役所職員	8 名	
平成 27 年 10 月 26 日	淀川区役所職員	9 名	
平成 27 年 10 月 30 日	都島区役所職員	12 名	
平成 27 年 11 月 6 日	城東区役所職員	14 名	
平成 27 年 11 月 25 日	大正区役所職員	6 名	
平成 27 年 11 月 30 日	生野区役所職員	14 名	
平成 27 年 12 月 1 日	西区役所職員	15 名	
平成 27 年 12 月 16 日	東淀川区役所職員	13 名	
平成 28 年 1 月 14 日	福島区役所職員	22 名	
平成 28 年 2 月 9 日	北区役所職員	11 名	
平成 28 年 2 月 15 日	阿倍野区役所職員	12 名	
平成 28 年 2 月 18 日	住之江区役所職員	12 名	

計 297 名

【派遣（出張型）研修】

開催時期	対象者	参加人数	実施内容
平成 27 年 8 月 12 日	区会計管理者	30 名	契約事務・コンプライアンス
平成 27 年 8 月 24 日 平成 27 年 8 月 26 日	交通局職員	126 名	契約事務・コンプライアンス 比較見積ガイドライン等について
平成 28 年 2 月 4 日	環境局課長級職員	39 名	契約事務・コンプライアンス
平成 28 年 3 月 3 日	港湾局職員	30 名	契約事務・コンプライアンス 比較見積ガイドライン等について

計 225 名

2 不正の端緒の早期把握と迅速な対応（平成28年度アクションプラン項目Ⅱ）

取組内容	対象所属	取組状況		
		実施	28年度中に実施	計
①不自然な入札（疑義案件）の調査・分析				
・ 疑義案件の調査分析	契約管財局	適宜実施		
・ 大阪市入札等監視委員会における審議	契約管財局	適宜実施		
・ 疑義案件・不正入札の継続的な研究 など ※「大阪市談合情報等対応マニュアル」に基づき実施	契約管財局	適宜実施		
②談合等不正行為に関する情報への対応（入札談合の疑義案件の調査）				
・ 「大阪市談合情報等対応マニュアル」に基づき、実施	全所属	52	0	52/52
・ 各所属の対応について契約管財局に情報集約	全所属	52	0	52/52
③建設業法違反等不正行為に関する情報への対応 ※建設業法違反・公共工事前払金使途違反などの不法行為の調査				
ア「大阪市建設業法違反事案等対応マニュアル」に基づき、実施	全所属	52	0	52/52
イ「大阪市施工体制確認マニュアル」に基づき、実施	全所属	52	0	52/52
ウ 関係法令遵守の事業者への周知（契約管財局で作成）	契約管財局	実施済		

不正の端緒の早期把握と迅速な対応については、各所属における取組みはすべて実施できている。

- ・ 不自然な入札（疑義案件）の調査・分析や談合等不正行為に関する情報への対応については、平成27年度に策定した「大阪市談合情報等対応マニュアル」に基づき、全所属で実施されている。
- ・ 建設業法違反等不正行為に関する情報への対応についても、平成27年度に策定した「大阪市建設業法違反事案等対応マニュアル」に基づき、全所属で実施されている。

3 不正が起きにくい入札契約制度の構築（平成 28 年度アクションプラン項目 Ⅲ）

取組内容	対象所属	取組状況			
		実施	調査後 実施	28 年度中 に実施	計
①コンプライアンス監視機能の強化 ※大阪市入札等監視委員会による監視					
・大阪市入札等監視委員会へ入札契約制度やコンプライアンスに関する取組みについて意見具申	契約管財局	適宜実施			
・不正・不適正事案について大阪市入札等監視委員会へ報告・意見聴取を行い再発防止に反映・全所属に周知・情報共有の実施	契約管財局	適宜実施			
② 設計情報に関する公開の推進					
委員会構成局で作成している「入札契約情報管理ガイドライン」の遵守（再掲）	委員会 構成局	6	0	1	7/7
③ 不正に価格を探ろうとする行為の防止					
電子入札における無作為係数の導入のほかに、不正に価格を探ろうとする行為の防止をさらに強化するため、別の対応策を検討。	契約管財局	他自治体と意見交換を行い情報収集を実施			

不正が起きにくい入札契約制度の構築については、おおむね実施できている。

- ・「コンプライアンス監視機能の強化」については、入札等監視委員会で審議調査した事例のうち、他所属でも起こりうる事例については、委員からの意見等を全所属に周知し、課題の共有化と契約事務の改善を進めるため、庁内ポータルへ掲載することとした。
- ・「入札契約情報管理ガイドライン」の遵守については、1（1）と同様であり、早急に所属ガイドラインを策定する必要がある。（平成 28 年 12 月末までに実施予定）
※平成28年12月末までに実施済
- ・電子入札における無作為係数の導入のほかに、「不正に価格を探ろうとする行為の防止」をさらに強化するため、大阪府と意見交換するなど引き続き情報収集を図っている。

4 その他（平成28年度アクションプラン項目Ⅳ）

取組内容	対象所属	取組状況		
		実施	28年度中に実施	計
①不正・不適正事案の調査研究 ※本市事案の再検証及び他の発注機関の事案の検証 ・本市事案における刑事裁判，懲戒処分事案、定期監査結果、大阪市公正職務審査委員会勧告その他不正・不適正事案の調査結果における指摘に対する改善状況のチェック ・他の発注機関における刑事裁判，官製談合事件不適正随意契約事案などのチェック	契約管財局	適宜実施		
②政令市をはじめ国や大阪府などの先進的な取組事例の調査研究 随時情報収集	契約管財局	適宜実施		
③定期的な人事異動の実施 ・業者等の利害関係者と接点のある職場について長期配属の制限 ・価格漏洩など不正行為疑念払拭のための迅速な人事異動 ※「公正契約職務執行マニュアル」に記載あり	全所属	52	0	52/52
④組織力のアップ ※人員の確保，優秀な人材の育成，経験者・優秀な人材の起用 ・専門的な知識やノウハウを組織として蓄積・継承	全所属	52	0	52/52
⑤相談対応の機能強化 ・相談対応制度の継続実施及び利用促進（職員研修時のPR，制度改善，課題解消事案の情報発信）	契約管財局	適宜実施 （平成27年7月から相談対応を強化）		

その他については、すべて実施できている。

5 その他の入札契約制度に関する調査結果（平成 28 年度アクションプラン以外の取組み）

アクションプランの検証にあわせて、これまでの入札契約事務の適正化に向けた取組みのうち、主に各所属が行うものとして実施した取組みについて、その運用状況の調査を行い、これらの調査結果をもとに実施状況や課題等の分析を行った。

その結果、

- ・ 契約管財局が全庁的に行っている取組みに加えて、多くの所属で独自の自主的取組みを実施しており、入札契約事務の適正化に対する意識は高い。
- ・ 入札契約事務の適正化に向けた取り組みのほとんどは実施されているものの、実施にあたっては事務の煩雑化や負担増と感じている所属も多い。

などの傾向が判明した。

【入札契約事務適正化に向けた各所属独自の取組み】

取組内容	対象所属	取組状況	
		はい	いいえ
入札契約事務の適正化に向けた取組みとして、所属独自の取組みを実施している。	全所属	17	35

主な独自取組みは以下のとおり

- ・ 局内での契約事務説明会の開催
 - ・ 「公正契約職務執行マニュアル」の局内向け質疑応答集の作成
 - ・ 比較見積結果など「入札契約情報等の公表に関する要綱」に定める事項以上の情報を公表
 - ・ 公募型比較見積の実施
- 等

【入札契約事務の適正化に向けた取組みにおける課題等】

本市ではこれまでも職員基本条例等により、営利企業等に再就職した本市の元職員（以下「市OB」という。）からの不正な働きかけについて禁止されてきたところであるが、地方公務員法の改正により、平成 28 年 4 月以降は、再就職者による働きかけの禁止についての規制及び違反者への罰則が法により定められた。このため、入札契約事務に関しての市OBによる働きかけの実態について、アンケートを実施した。

取組内容	対象所属	状況		
		あり	なし	計
営利企業等 ^{※1} に再就職した本市元職員 ^{※2} から入札契約事務に関して何らかの働きかけ ^{※3} があったか	全所属	0	52	52/52
営利企業等に再就職した本市元職員との関与において苦慮していることがあるか	全所属	0	52	52/52

※1 営利企業等とは、営利企業及び非営利法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいう。

- ※2 本市元職員には、民間会社へ出向中の現役職員も含む。
- ※3 働きかけとは、“当該元職員が離職前に従事していた職務に関連し、職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼すること”をいう。（改正地方公務員法の解説による。ただし、同法で禁止される対象については、在職中のポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲や規制される期間が異なる。）

- ・市OBから「公表前の情報を提供してほしい」や「自社に有利な条件で入札参加資格を設定してほしい」といったような、入札契約事務に関する働きかけはすべての所属において確認されなかった。また、市OBとの関与において苦慮しているということも確認されなかった。

Ⅲ おわりに

平成 28 年度アクションプランの取組みについては、今回の実施状況等の調査とその検証により、取組みはおおむね順調であると確認できたものの、昨年度実施済みとなっていた項目が未実施となっている所属が見受けられた。

その理由としては、「人事異動等で取組みの趣旨が後任の担当者に伝わっていない」・「事務室内のポスター掲示の整理を行う際に外した。」等、所属及び職員がアクションプランの取組み主旨を理解していないことが原因と考えられる。

相次いで不祥事案が発覚した平成 26 年度から 2 年が経過しているが、所属及び職員一人ひとりの認識不足により、当初の取組みが継続できていないことがわかった。

今回の調査を機に、未実施であった所属においては、早急に実施することとして取り組んでおり、平成 28 年 12 月末までにはすべて実施される見込みである。

入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識を徹底していくためには、適宜、アクションプランの取組み状況を調査し、実態を把握することが重要であり、今後も各所属がコンプライアンス意識をもって遺漏なく取組むことができるようにサポートしていく必要がある。

また、地方公務員法の改正により、平成 28 年 4 月以降は、再就職者による働きかけの禁止についての規制及び違反者への罰則が法により定められたことから、平成 28 年度アクションプランの調査に併せて、営利企業等に再就職した市OBからの働きかけについても調査を行った。結果として特に不正な働きかけ等の事実は確認できなかったが、市OBからの働きかけへの対応については今後とも注視していく必要がある。

次年度のアクションプランについては、この報告書の検証結果と大阪市入札等監視委員会からの意見等を踏まえて策定し、入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識の向上・徹底について、継続的・恒久的に取り組んでいく。

参考

平成28年度
入札契約事務コンプライアンス・アクションプラン

平成28年2月

大阪市入札契約制度改善検討委員会

〇はじめに

本市が発注する公共工事や物品調達・委託業務などの入札や契約の事務手続きは、公正性・透明性・競争性の向上並びに適正な契約の履行確保、恣意性の排除や入札談合などの不正行為の防止、不良不適格業者の排除、不当圧力の阻止などに重点を置きながら、その適正性を確保するための取組みを進めてきた。

とりわけ入札契約事務に携わる職員は、コンプライアンスを最重要視し、適正に事務手続きを遂行していくとともに、本市事務事業の円滑な推進に資するよう、関係法令をはじめとするあらゆる入札契約制度を熟知し、これらを駆使するための専門的な知識やノウハウを有していることが必須であるといえる。

一方、国や地方公共団体が発注する公共工事等をめぐっては、入札妨害（公契約関係競売等妨害）や官製談合、汚職事件の摘発あるいは不正・不適正な事案の発生が後を絶たない状況にあることから、本市では、執行機関の附属機関である大阪市入札等監視委員会の提言「公正な入札の確保に向けて」（平成 25 年 1 月）に基づき、平成 25 年度から集中的にコンプライアンスの取組強化を進めてきたところである。

しかしながら、平成 26 年に本市の入札契約事務における不祥事案が相次いで明らかとなり、これまで全庁的な取組みとして実施してきたコンプライアンスの取組みの意味や実効性を問われかねない、非常に厳しい状況に置かれる事態となった。

このような事態に対応するため、大阪市入札契約制度改善検討委員会（以下「当委員会」という。）では、これまでの全庁的なコンプライアンスの取組みを引き続き強化するとともに、入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識の向上や徹底を図るため、平成 27 年度から「入札契約事務コンプライアンス・アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を策定し、その実施状況等の検証を経て、次年度のアクションプランを策定していくという継続的・恒久的な取組みを行うこととした。

平成 27 年 10 月 1 日時点のアクションプランの取組状況を検証したところ、その進捗及び取組みはおおむね順調であったものの、一部未実施の項目が散見されたが、これらの未実施項目は、検証作業を機に平成 28 年 2 月時点ですべて実施済となったところである。

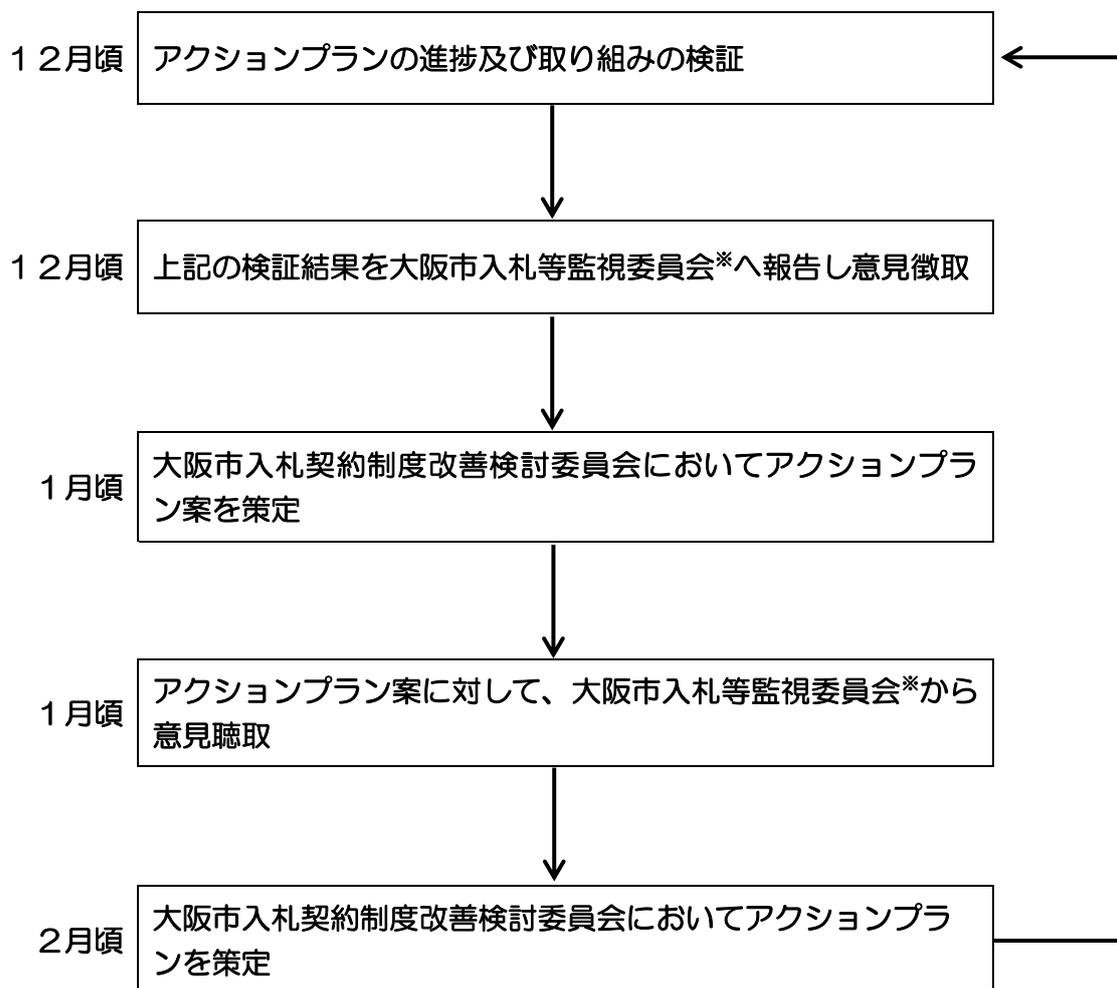
入札契約事務にかかるコンプライアンスを継続的に確保し、恒久的に行っていくためには、取組みの実施状況や実態について、定期的に把握・検証を行い、各所属において取組みを遺漏なく実施し続けていくことが重要であるとの認識のもと、今回の検証結果と大阪市入札等監視委員会からの意見を踏まえ、当委員会は平成 28 年度入札契約事務コンプライアンス・アクションプランを策定した。

各所属、関係職員においては、この取組みが風化、形骸化しないよう、アクションプランの意味や内容、さらにはその趣旨を十分に理解した上で、コンプライアンスの取組みの実施を徹底されたい。

○入札契約事務コンプライアンス・アクションプランの作成方針

入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識の向上あるいはその徹底について、継続的・恒久的に取り組むことが重要と考えることから、コンプライアンス・アクションプランについて、次のとおり、年度ごとに策定及び検証を行う。

作成方針イメージ



※ 大阪市入札等監視委員会においては、専門委員も加えて調査審議を行う。

【所属一覧】

区	局・室
北区役所	市政改革室
都島区役所	人事室
福島区役所	政策企画室
此花区役所	危機管理室
中央区役所	経済戦略局
西区役所	中央卸売市場
港区役所	総務局
大正区役所	市民局
天王寺区役所	財政局
浪速区役所	契約管財局
西淀川区役所	都市計画局
淀川区役所	福祉局
東淀川区役所	健康局
東成区役所	こども青少年局
生野区役所	環境局
旭区役所	都市整備局
城東区役所	建設局
鶴見区役所	港湾局
阿倍野区役所	会計室
住之江区役所	消防局
住吉区役所	交通局
東住吉区役所	水道局
平野区役所	教育委員会事務局
西成区役所	行政委員会事務局
	市会事務局

※ は、大阪市入札契約制度改善検討委員会の構成局（以下「委員会構成局」という）を示す。

○平成 28 年度の具体取組み（平成 25 年度からの継続分を含む）

I コンプライアンス確保のための体制整備

1 入札情報の管理徹底

取組内容	取組所属
① 各所属の事情に応じた設計価格等に関する情報管理の徹底（情報漏えい防止）	
<p>【取組事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会構成局で作成している「入札契約情報管理ガイドライン」の遵守 ・情報管理強化の継続検討 	委員会構成局
② 不当圧力の阻止 ※関係業者等との対応，不法不当な要求への対応，暴力団排除対策，不適正契約の禁止，入札談合等の対応	
<p>【取組事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守及び改正 ・「公正契約職務執行マニュアル携帯版」の活用 	<p>全所属</p> <p>※改正・作成については、契約管財局</p>
③ 予定価格調書の作成ルールの徹底 ※作成時期（事後審査型は入札書提出期限後）・複数職員で作成・封印後金庫内保管	
<p>【取組事項】</p> <p>「一般競争入札事務処理マニュアル」の遵守</p>	全所属
④ 発注者綱紀保持に関する取組みの周知 ※業者対応（オープンスペース・原則複数職員対応）、業者等からの不当要求対応（情報漏洩など不正行為の働きかけの事実の記録・公表）などの周知	
<p>【取組事項】</p> <p>執務室等に周知ポスターを掲示</p>	全所属
⑤ 書類審査時における入札参加者の秘密保持の徹底 ※電子化されていない技術提案書等の審査時におけるマスキングの徹底など	
<p>【取組事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「業務委託契約における総合評価一般競争入札（政策提案型）ガイドライン」の遵守 ・「大阪市公募型プロポーザル方式ガイドライン」の遵守 ・「大阪市公共工事総合評価落札方式試行ガイドライン」の遵守 <p>（参考）</p> <p>外部有識者による審査原則の徹底（プロポーザル方式による業務委託契約）</p>	全所属

2 不正行為や不当圧力の排除

取組内容		取組所属
① 外部者（OBを含む。）の執務室内立入禁止の徹底		
【取組事項】 ・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲） ・執務室等に周知ポスターを掲示（再掲）	全所属	
② 録音録画装置の設置		
【取組事項】 ・録音録画装置の運用マニュアル等の整備 （参考） 設置所属 ・録音録画装置 7 所属 ・電話機通話録音装置 5 所属	委員会構成局	
③ 不当圧力対応の記録の義務化		
【取組事項】 ・「要望等記録制度」の遵守 ・「団体との協議等のもち方に関する指針」の遵守 ・「説明責任を果たすための公文書作成指針」の遵守 ・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲）	全所属	
④ 発注者綱紀保持に関する取組みの周知（再掲） ※業者対応（オープンスペース・原則複数職員対応）、業者等からの不当要求対応（情報漏洩など不正行為の働きかけの事実の記録・公表）などの周知		
【取組事項】 執務室等に周知ポスターを掲示（再掲）	全所属	
⑤ 職場における関係業者等との対応のルール遵守 ※オープンスペース・複数職員対応・団体要望対応（協議）		
【取組事項】 「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲）	全所属	
⑥ 不当要求行為・クレーム対応のルール化の遵守		
【取組事項】 ・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲） ・「不当要求行為・クレーム対応マニュアル」（総務局・政策企画室作成）の活用	全所属	

3 入札契約事務コンプライアンス研修の実施

入札契約事務に携わる職員について、契約事務に関する知識の習得を図ることにより適正な事務手続きを遂行していくとともに、入札契約事務のコンプライアンス意識や公務員倫理の醸成を図ることにより不正・不適正事案を未然に防止することを目的とする。

平成 28 年度実施分（予定）

実施時期	対象者	実施内容
平成 28 年 4 月	所属長	契約事務・コンプライアンス
平成 28 年 6 月～7 月	契約業務の初任者・実務者	契約事務・コンプライアンス (基礎的内容)
平成 28 年 6 月～7 月	監督職員（工事）	契約事務・コンプライアンス
平成 28 年 7 月～12 月	契約業務の実務者	契約事務・コンプライアンス (テーマ別)
平成 28 年 11 月	契約業務の実務者	コンプライアンス
随時	全職員	eラーニング研修（契約事務・コンプライアンス）

（参考）平成 27 年度実績

開催時期	対象者	実施内容
平成 27 年 4 月～	全職員	eラーニング研修（コンプライアンス）
平成 27 年 6 月 4 日 平成 27 年 6 月 5 日	契約業務の実務者	契約事務・コンプライアンス
平成 27 年 8 月 12 日	区会計管理者	契約事務・コンプライアンス 【派遣研修】
平成 27 年 8 月 24 日 平成 27 年 8 月 26 日	交通局職員	契約事務・コンプライアンス 【派遣研修】
平成 27 年 8 月 24 日 ↓ 平成 28 年 2 月 18 日 (全 19 回)	各区役所職員	契約事務・コンプライアンス、 その他各区からの要望に応じた 内容 【派遣研修】
平成 27 年 8 月 28 日	課長級	契約事務・コンプライアンス
平成 27 年 9 月 9 日 平成 27 年 9 月 11 日	監督職員（工事）	契約事務・コンプライアンス
平成 27 年 11 月 19 日	契約業務の実務者	コンプライアンス
平成 28 年 2 月 4 日	環境局職員	契約事務・コンプライアンス 【派遣研修】

Ⅱ 不正の端緒の早期把握と迅速かつ統一的な対応

取組内容		取組所属
① 談合等不正行為に関する情報への対応（入札談合の疑義案件の調査）		
<p>【取組事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市談合情報等対応マニュアル」に基づき、実施 関係職員・業者に対する事情聴取 不自然な入札（疑義案件）の調査 各所属の対応について契約管財局に報告（情報を集約） 契約管財局を窓口として公正取引委員会・警察へ報告（調査分析結果を直接説明） など ・談合防止の事業者への周知（契約管財局で作成） 	全所属	
② 不自然な入札（疑義案件）の分析・研究		
<p>【取組事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疑義案件の分析 ・大阪市入札等監視委員会における審議 ・疑義案件・不正入札の継続的な研究 など 	契約管財局	
③ 建設業法違反等不正行為に関する情報への対応 ※建設業法違反・公共工事前払金使途違反などの不法行為の調査		
<p>【取組事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市建設業法違反事案等対応マニュアル」に基づき、実施 ・「大阪市施工体制確認マニュアル」に基づき、実施 ・関係法令遵守の事業者への周知（契約管財局で作成） 	全所属	

Ⅲ 不正が起きにくい入札契約制度の構築

取組内容		取組所属
① コンプライアンス監視機能の強化 ※大阪市入札等監視委員会による監視		
	【取組事項】 ・大阪市入札等監視委員会へ入札契約制度やコンプライアンスに関する取組みについて意見具申 ・不正・不適正事案について大阪市入札等監視委員会へ報告・意見聴取を行い再発防止に反映・全所属に周知・情報共有の実施	契約管財局
② 設計情報に関する公開の推進		
	【取組事項】 委員会構成局で作成している「入札契約情報管理ガイドライン」の遵守（再掲）	委員会構成局
③ 不正に価格を探ろうとする行為の防止		
	【取組事項】 電子入札における予定価格等への無作為係数の適用の取組みなど	契約管財局

IV その他

取組内容		取組所属
① 不正・不適正事案の調査研究 ※本市事案の再検証及び他の発注機関の事案の検証		
【取組事項】 ・本市事案における刑事裁判、懲戒処分事案、定期監査結果、大阪市公正職務審査委員会勧告その他不正・不適正事案の調査結果における指摘に対する改善状況のチェック ・他の発注機関における刑事裁判、官製談合事件や不適正随意契約事案などのチェック	契約管財局	
② 政令市をはじめ国や大阪府などの先進的な取組事例の調査研究		
【取組事項】 随時情報収集	契約管財局	
③ 定期的な人事異動の実施		
【取組事項】 ・業者等の利害関係者と接点のある職場について、長期在籍職員の積極的な人事異動の推進 ・価格漏洩など不正行為疑念払拭のための迅速な人事異動 ※「公正契約職務執行マニュアル」に記載あり	全所属	
④ 組織力のアップ ※人員の確保、優秀な人材の育成、経験者・優秀な人材の起用		
【取組事項】 専門的な知識やノウハウを組織として蓄積・継承	全所属	
⑤ 相談対応の機能強化		
【取組事項】 相談対応制度の継続実施及び利用促進（職員研修時のPR、制度改善、課題解消事案の情報発信）	契約管財局	

〇おわりに

大阪市職員基本条例は、職員は、市民の疑惑や不信を招くような行為を禁止している。また、大阪市職員倫理規則では、いわゆる「不適正契約」を禁止し、これに違反すると非違行為として懲戒処分の対象となり、さらには、職員個人に対する損害賠償請求あるいは求償、悪質なケースでは刑事責任を問われる場合もある。

しかしながら、平成 26 年度には本市職員の収賄事件（懲戒免職・有罪判決確定）や関係業者に飲食費を負担させた事案（減給 1 月）、幹部職員らによる受注業者との会食、入札情報漏洩による入札中止など不祥事が相次いで明らかとなり、本市では一刻も早い市民の信頼回復に向けて、平成 27 年度アクションプランを初めて策定し全力で不祥事の再発防止に取り組んできた。

条例や規則、ガイドラインなどの制度を構築するだけでなく、一人ひとりの職員がその意味を理解し、自らのものとして職務に活かしていかなければ、いつかは緊張感がうすれ、意識の風化や、取組みの形骸化を招きかねない。

不祥事を防止するためには、上司・部下職員ともに、不正を許さない・見逃さない、ということはもとより、勤務時間中・時間外を問わず常に公務員倫理を意識しながら行動することが重要である。

とくに、管理監督者は、職員の規範となるよう自らを規律するとともに、不正を防止すべく、適正な事務執行が確保できる体制づくりに取り組み、部下職員の行動に対しても、常日頃から目配りをして不祥事を防止する責務があることを強く自覚する必要がある。

当委員会としては、収賄事件をはじめとする不祥事が二度と繰り返されることがないよう、アクションプランの取組みを引き続き徹底するとともに、“市民の疑惑や不信を招くような行為は絶対にしない”ということを職員一人ひとりが肝に銘じて行動することを強く求めるものである。